



確定申告期において留意すべき事項 (個人課税関係)

目 次

I 各種所得・所得控除に関する主な改正

1	国外居住親族に係る扶養控除の見直し	2
2	特定非常災害に係る純損失及び雑損失の繰越控除の見直し	5
3	給与所得者の特定支出控除の特例	7
4	NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化	8
5	スタートアップへの投資に係る税制措置	9
6	大口株主の範囲の見直し	10
7	事業所得関係	11

II 申告・納付手続に関する主な改正

1	加算税制度の見直し	13
2	簿外経費の必要経費不算入制度	16

III その他の改正事項等

1	処分通知の電子交付について	19
2	財産債務調書制度の見直し	20
3	電子帳簿保存制度の見直し	21

I 各種所得・所得控除 に関する主な改正

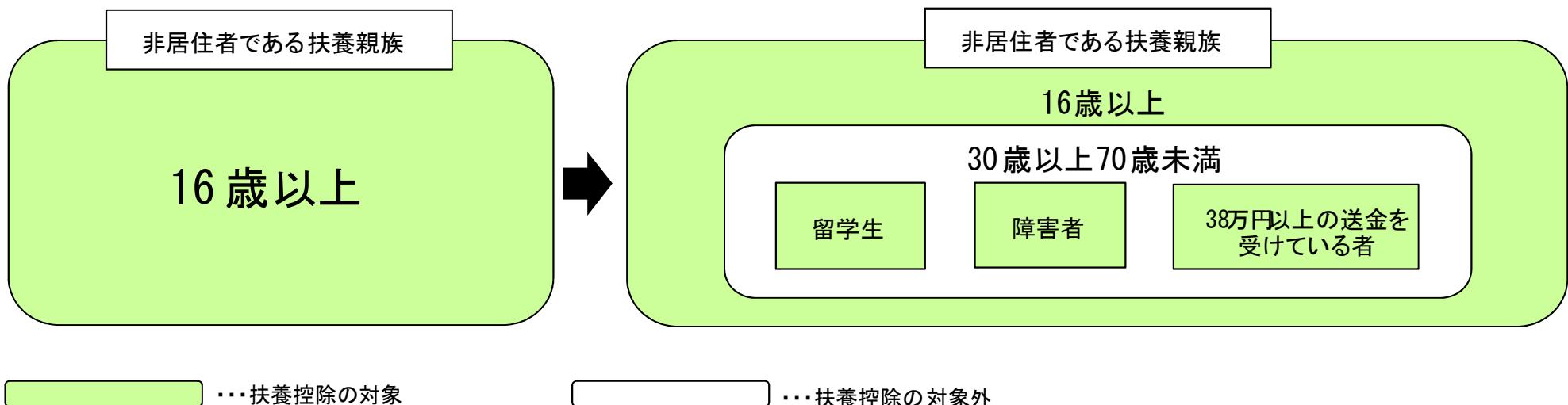
1 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

【改正前の制度の概要】

- 16歳以上の生計を一にする親族等で、合計所得金額48万円以下の者を有する場合、一人につき38万円を所得控除
- 国外居住親族については、非居住者に係る課税所得の範囲を踏まえ、国外源泉所得を含めず所得要件を判定

【改正の概要】

- 国外居住親族に係る扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるため38万円以上の送金を受けている者
- ※ 国外居住親族とは、非居住者である親族をいう。



※ 上記の改正は、令和5年分以後の所得税について適用する。

1 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

非居住者である親族の年齢等の区分		確定申告書に添付又は提示が必要な書類			
		親族関係書類	留学ビザ等書類	送金関係書類	38万円送金 関係書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上		○		○	
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	○	○	○	
	② 障害者	○		○	
	③ その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	○			○
	④ 上記①～③以外の者	(扶養控除の対象外)			

1 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

添付又は提示が必要な書類（外国語で作成されている場合、日本語訳が必要）

親族関係書類	【日本人】 戸籍の附票の写しその他国が発行した書類（原本）+国外居住親族のパスポートの写し
	【外国人】 外国政府等が発行した国外居住親族の氏名、生年月日及び住所等の記載のある書類（原本）
留学ビザ等書類	外国政府等が発行した、 ① 外国における査証(ビザ)に類する書類の写し 又は ② 外国における在留カードに相当する書類の写し
送金関係書類	① その居住者から国外居住親族宛の送金書類(金融機関の書類又は写し) 又は ② 国外居住親族の使用のためにその居住者が契約したクレジットカード(いわゆる家族カード)の利用明細書 (又はその写し)
38万円送金書類	「送金関係書類」のうち、国外居住親族へのその年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類（原則、送金等を行った全ての書類を提出又は提示が必要）

2 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の見直し

【改正内容】

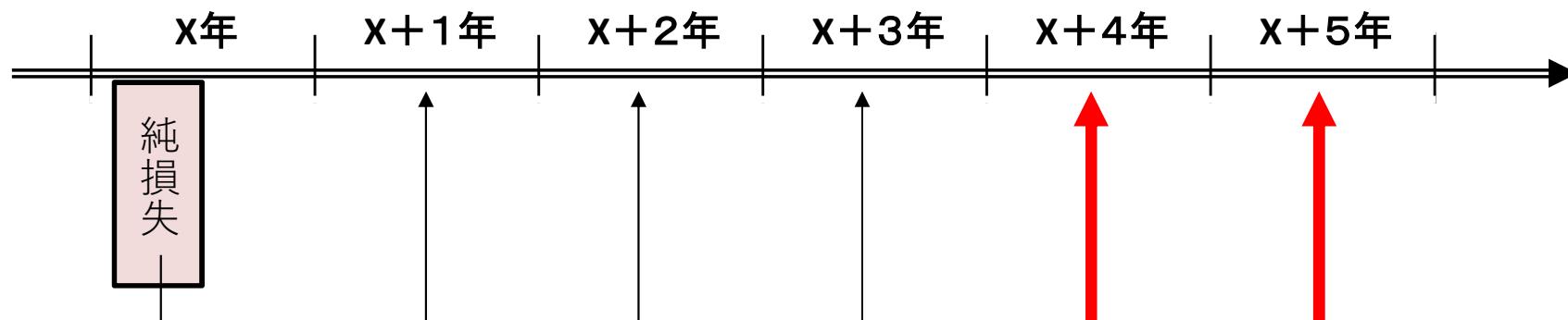
- 特定非常災害による【純損失】につき、以下の場合には、次の損失について繰越控除期間を3年間から5年間へと延長する。
 - ① 保有する事業用資産等のうち、特定非常災害に指定された災害により生じた損失(特定被災事業用資産の損失)の割合が10%以上である場合、
 - ・ 青色申告者についてはその年に発生した全純損失の繰越を5年間、
 - ・ 白色申告者については被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額の繰越を5年間認める。
 - ② 特定被災事業用資産の損失の割合が10%未満の場合には、特定被災事業用資産の損失による純損失の金額の繰越を5年間認める。

※ 純損失: 不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の金額の計算上生じた損失(総収入金額から必要経費(災害による事業用資産の損失を含む)を引いたもの)の金額のうち、損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額

【適用関係】

- 上記の改正は、令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害について適用する。

<青色申告者であって特定非常災害による被災事業用資産の損失の割合が10%以上である場合>



2 特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の見直し

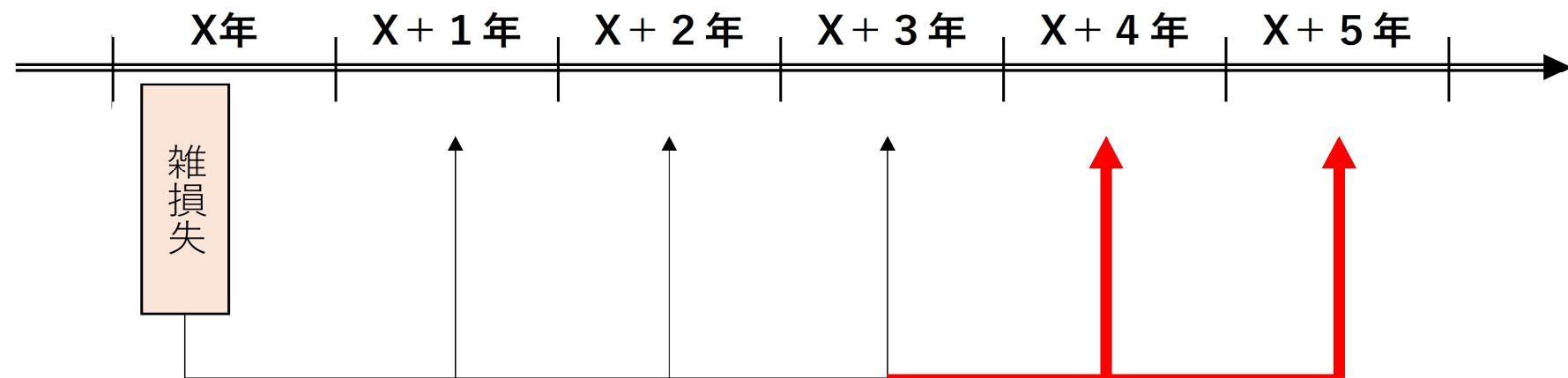
【改正内容】

- 特定非常災害による【住宅・家財等の損失】について、1年間で控除しきれない損失額（雑損失の金額）の繰越控除期間を3年間から5年間へと延長する。

【適用関係】

- 上記の改正は、令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害について適用する。

<雑損失の繰越控除期間の見直し>



3 給与所得者の特定支出控除の特例

【改正内容】

- 特定支出控除の適用を受けるための添付書類のうち教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係る研修費又は資格取得費に関する証明書については、給与等の支払者により証明された特定支出に関する証明書に代えて、キャリアコンサルタントにより証明された特定支出に関する証明書を添付することができる。
- これまで書面により行うこととされていた納税者からの証明の申出及び給与等の支払者による証明について、電子によることとできることとされました(教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係る研修費又は資格取得費については、キャリアコンサルタントによる証明を電子によることが可能)。

【適用関係】

- 上記の改正は、令和5年分以後の所得税について適用する。

	改正前	改正後
添付書類	通勤費 職務上の旅費 転居費 帰宅旅費 勤務必要経費 研修費 資格取得費	通勤費 職務上の旅費 転居費 帰宅旅費 勤務必要経費 研修費※ 資格取得費※
	給与等の支払者により証明された特定支出に関する証明書	
証明方法	納税者からの書面による証明の申出に基づき、給与等の支払者が書面により証明	<ul style="list-style-type: none">納税者からの書面又は電子による証明の申出に基づき、給与等の支払者又はキャリアコンサルタントが書面又は電子により証明 <p>※ キャリアコンサルタントによる証明は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係る研修費又は資格取得費に関する証明に限る。</p> <p>※ 書面により確定申告を行う場合は、引き続き書面による証明書の添付が必要。</p>

4 NISA制度（少額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化

【改正前（～令和5年末まで）】

	つみたてNISA	一般NISA
年間の投資上限額	40万円	120万円
非課税保有期間	20年間	5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2037年)	平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし



【改正後（令和6年以降）】

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円	240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）	同左
非課税保有限度額 (総枠)		1,800万円 1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）	同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
改正前の制度との関係	令和5年末までに一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、改正前の制度における非課税措置を適用	

- (注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、改正前のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保。
 (注2) 利用者それぞれの生涯非課税限度額については、金融機関から既存の認定クラウドを活用して提出された情報を国税庁において管理。

5 スタートアップへの投資に係る税制措置

(1) 投資段階での優遇措置

優遇措置①（課税を行わない措置）

令和5年度改正（新設）

- Ⓐ 自己資金による創業への再投資
- Ⓑ プレシード・シード期のスタートアップ^(注)への再投資（対象企業：設立5年未満等）

- 保有する株式を売却し、Ⓐ・Ⓑのスタートアップへの再投資を行った場合、再投資分にあたる譲渡益課税を行わない（上限20億円の超過分は課税繰延）。（令和5年4月1日以降の再投資について適用）

（注）プレシード・シード期のスタートアップとは、エンジェル税制の対象企業である未上場ベンチャー企業のうち、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス、等という状況であることを指す。

優遇措置②（課税の繰延）

（対象企業：設立10年未満等）

- スタートアップへの投資額をその年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし。

※新たに取得したスタートアップ株式の取得価額は、上記控除額をその取得に要した額から差し引いた額とする。

選択適用

優遇措置③（課税の繰延）

（対象企業：設立5年未満等）

- （スタートアップへの投資額－2,000円）をその年の総所得金額から控除（寄附金控除）

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と800万円のいずれか低い方。

※新たに取得したスタートアップ株式の取得価額は、上記控除額をその取得に要した額から差し引いた額とする。

※ 1 上記優遇措置の対象となる企業は、事業実態の確認等の観点からそれぞれ一定の要件を満たす必要がある。

※ 2 投資方法としては、民法上の組合及びファンド経由の投資も含まれる。また、認定ファンド及び認定クラウドファンディング経由の場合は、投資先企業に係る一部の要件が免除される。

(2) 謹度段階での優遇措置

- 上記スタートアップ株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益からその損失額を控除可能。
- さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

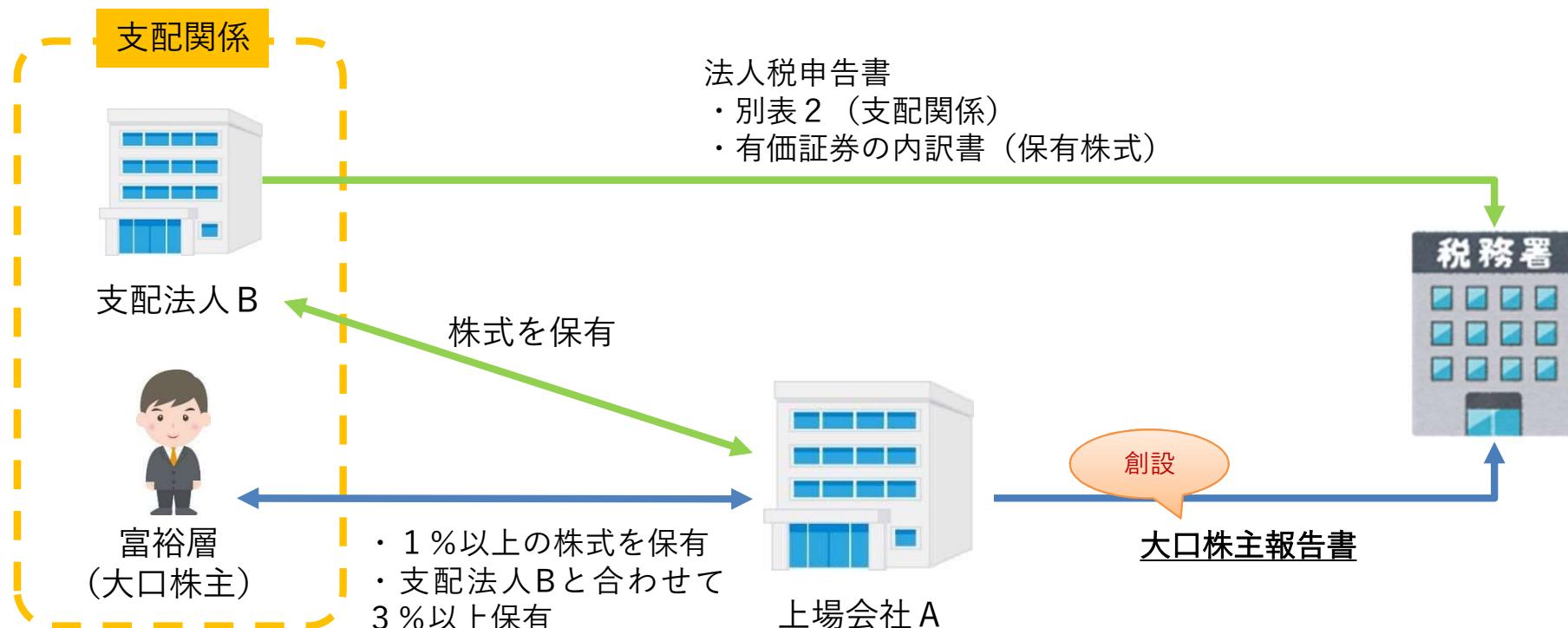
※ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に3年間の繰越控除が可能。

➤ 併せて、上記(1)(2)の措置につき、以下の要件緩和を実施

- Ⓐ 自己資金による創業：同族要件を満たせない場合であっても、事業実態（販管費対出資金比率30%超要件等）が認められれば適用可能
- Ⓑ プレシード・シード期のスタートアップへのエンジェル投資：外部資本要件を1/6以上から1/20以上に引き下げ（優遇措置②③についても同様）

6 大口株主の範囲の見直し

- 個人株主が、「当該個人株主の持株割合」と「当該個人株主が50%超の株式を保有する法人（支配法人）の持株割合」との合計が3%以上となる上場会社から、支払を受ける配当については、改正前の「大口株主等」と同様に総合課税により課税する。
- 適正執行の観点から、新たな報告書（大口株主に関する報告書）を創設し、全上場会社（約3,800社）に対して、持株割合が1%以上の個人株主の名簿の提出義務を課す。
- 上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用する。



7 事業所得関係

区分		規定
内容改正		<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例（措法 37 の 13 の 4）
内容改正・延長	2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別償却（措法 10 の 3 関係） ○ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 4 関係） ○ 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 5 の 3 関係） ○ 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除（措法 10 の 5 の 6 関係） ○ 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度（措法 11 の 3 関係） ○ 特定地域における工業用機械等の特別償却制度（措法 12 関係） ※ 奄美諸島に係る措置については 1 年延長 ○ 医療用機器等の特別償却制度（措法 12 の 2 関係） ※ 高度な医療の提供に資する機器につき対象機器の追加及び除外 ○ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度（措法 13 関係）
延長	3年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 試験研究を行った場合の所得税等の特別控除（措法 10 関係） ○ 特定船舶の特別償却制度（措法 11 関係） ○ 特定都市再生構築物の割増償却制度（措法 14 関係） ○ 被災代替資産等の特別償却制度（改正後：被災代替船舶の特別償却制度）（震災税特法 11 の 2 関係） ○ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（措法 37、37 の 4）
延長	2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例（措法 24 の 2、24 の 3 関係）
延長	3年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（措法 25 関係）

II 申告・納付手続きに関する改正

1 加算税制度の見直し（高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ）

【改正内容】

- 社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額（増差税額）が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げる。

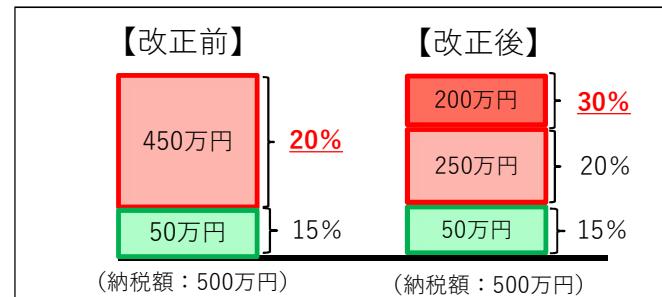
【適用関係】

- 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【改正の概要】

納税額	50万円以下	50万円超～300万円以下	300万円超
改正前	15%	20%	
改正後	同上	同上	<u>30% (※)</u>

改正のイメージ
(納税額が500万円のケース)



※ 納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額（例えば、相続税事案で、本人に帰責性がないと認められる事実に基づく税額（相続人が一定の確認をしたにもかかわらず、他の相続人の財産が事後的に発覚した場合において、その相続財産について課される税額））については、上記の300万円超の判定に当たっては除外される。

1 加算税制度の見直し

(一定期間に繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置)

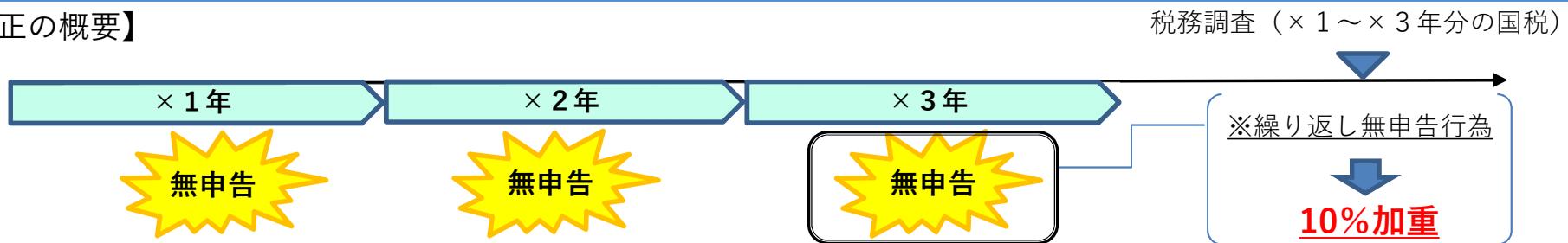
【改正内容】

- 繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的な申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年及び前々年の国税について、無申告加算税^(注)又は重加算税（無申告）を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税^(注)又は重加算税（無申告）を10%加重する措置を講じる。
(注) 調査通知前、かつ、更正・決定予知前の無申告加算税は除かれる。

【適用関係】

- 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【改正の概要】



※ 例えば、X 1年からX 5年分を調査する場合は、X 3からX 5年分が今回の加重措置の対象。

改正前

《無申告の場合》無申告加算税 ⇒ 20%(15%)

- () 内は納税額（増差税額）が50万円以下の部分

《仮装・隠蔽の場合》重加算税（無申告） ⇒ 40%

改正後

《無申告の場合》無申告加算税 ⇒ **30%(25%)**

- () 内は納税額（増差税額）が50万円以下の部分
- 納税額（増差税額）が300万円超の部分は、「40%」となる。

《仮装・隠蔽の場合》重加算税（無申告） ⇒ **50%**

※1 新たに措置された加重措置と現行の短期累犯による加重措置の両方に該当する場合であっても、重複して加重されない。したがって、加重の上限は10%。

※2 上記の割合は、いずれも更正・決定予知後の加算税を前提とするもの。

1 加算税制度の見直し（帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備）

【改正内容】

- 納税者が、帳簿に記載すべき事項に関し所得税等に係る修正申告書等の提出等があった時前に、国税庁等の当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税等の額については、通常課される過少申告加算税等の額に当該申告漏れ等に係る所得税等の額に次の割合に相当する金額を加算した金額とする。
 - 当該職員に当該帳簿の「提示若しくは提出をしなかった」場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が「著しく不十分」である場合
・・・ 10%
 - 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が「不十分」である場合 ・・・ 5%

【適用関係】

- 上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

記載不備（帳簿の保存（提出）あり）		不記帳・不保存（不提示・不提出）	
—	所得金額を実額で確認することが困難	所得金額を実額で確認することが著しく困難	所得金額を実額で確認することができない
加重なし	5 %		10 %

▲
収入の3分の1以上
について不記載

▲
収入の2分の1以上
について不記載

▲
収入の全てについて
不記載（帳簿なし）

2 簿外経費の必要経費不算入制度

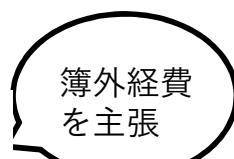
【改正内容】

- その年において事業所得を生ずべき業務を行う者等が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出し、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価の額（材料費等を除く。）その他業務について生じた費用の額は、次に掲げる場合を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しない。
 - ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合
(災害等により保存することができなかつたことを納税者が証明した場合を含む。)
 - ② 帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合
- その者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額のうち、その提出したその年分の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外する。

【適用関係】

- 上記の改正は、令和5年分以後の所得税について適用する。

税務調査



①帳簿書類等

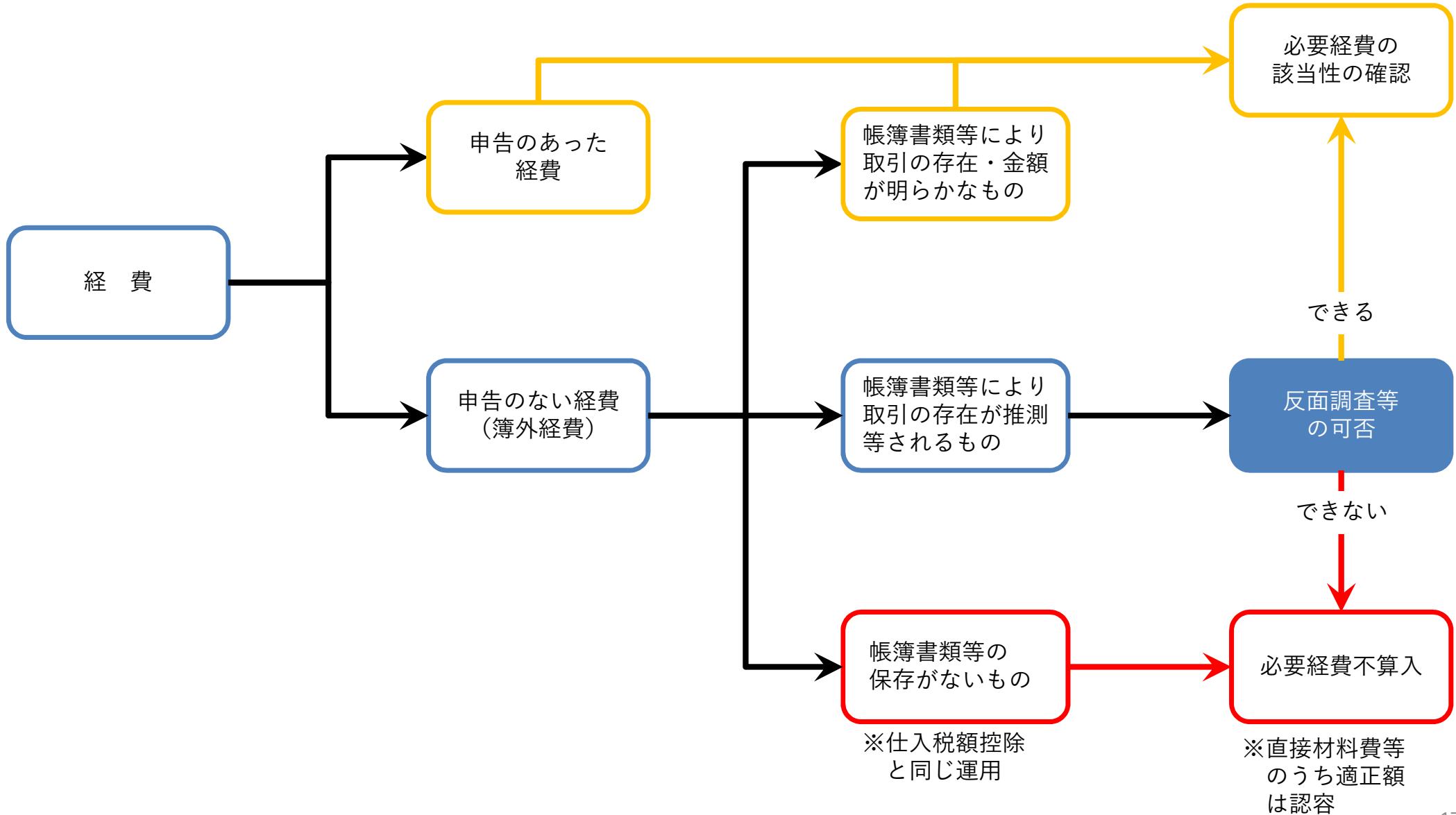


②反面調査等



必要経費
不算入

2 簿外経費の必要経費不算入制度の創設

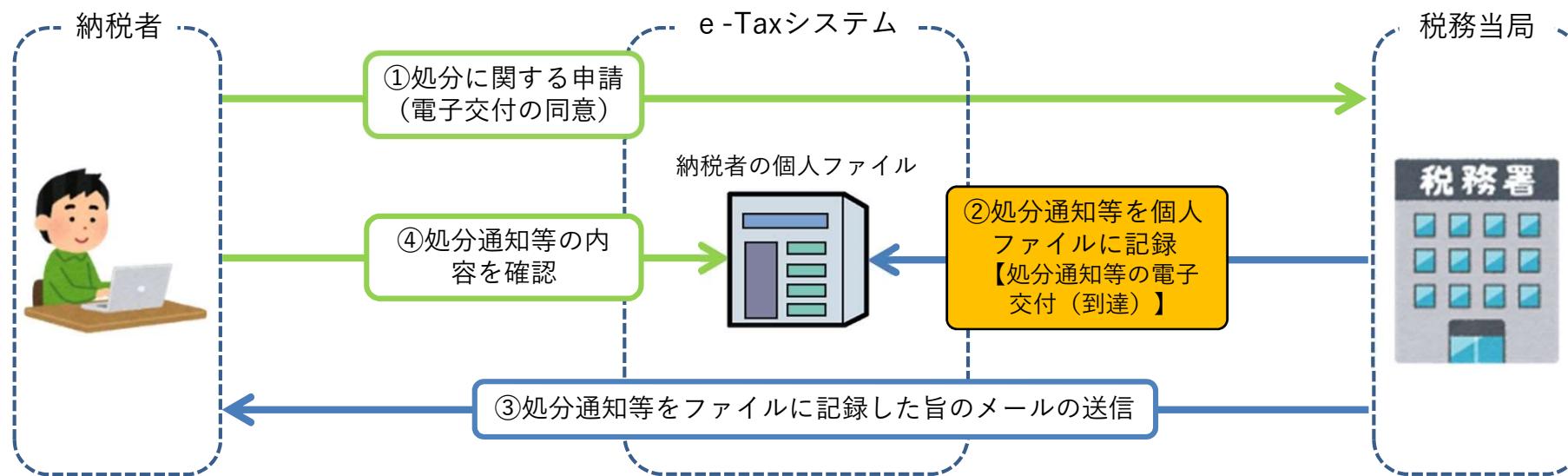


Ⅲ その他の改正事項等

1 処分通知等の電子交付の拡充について

- 次に掲げる処分通知等については、電子交付（メッセージボックスに格納）を行うことができるが、納税者がマイナンバーカードを保有していない場合には、電子交付ができなかった。
 - 更正の請求に係る減額更正等の通知
 - 加算税の賦課決定通知
 - 住宅ローン控除証明書の送付
 - 所得税の予定納税額の通知（令和5年1月1日～）
- 今般、納税者の処分通知等を税理士が代理受領できることの明確化は、処分通知等の電子交付の増加にも資する。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



(注) 税務当局においては、納税者が一定期間処分通知等の内容を確認していない場合には、内容を確認するよう電話により連絡するなど運用上の対応を行う。

2 財産債務調書制度等の見直し

【改正内容】

- ① 改正前の財産債務調書の提出義務者のか、その年の12月31において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。
- ② 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（改正前：その年の翌年の3月15日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。
- ③ 提出期限後に財産債務調書が提出された場合において、その提出が、調査があつたことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置について、その提出が調査通知前にされたものである場合に限り適用することとする（国外財産調書についても同様とする。）。
- ④ 財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準を300万円未満（改正前：100万円未満）に引き上げるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しを行う。

【適用関係】

- 上記①の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用する。
- 上記②及び④の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。
- 上記③の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用する。

	改正前	改正後
提出義務者	○所得2,000万円超かつ 総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上	○所得2,000万円超かつ 総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上 ○総資産10億円以上（所得基準なし）
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載内容	○12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能（例：取得価額100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く。））	○12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能（例：取得価額300万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く。））

3 電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度の見直し



【制度概要】

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度については、原則、保存要件^(注)に従って、電子取引データを保存しなければならないこととされている。

【改正内容】

- 今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件^(注)に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置を講じる。

（注） 具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件（タイムスタンプ等）」、「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等がある。

【適用関係】

- 令和6年1月1日以後に行う電子取引について適用される。

改正前	改正後
<p>【宥恕措置】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和5年12月31日までに行う電子取引について、<ul style="list-style-type: none">・ 保存要件に従った保存ができなかったことについてやむを得ない事情があると認められる場合（事前手続不要）で、かつ、・ 電子取引データの出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておけば、その電子取引データの保存に代えることができる。 <p>⇒ 適用期限（令和5年12月31日）の到来をもって廃止</p> <p>※ 上記のほか、検索機能の確保の要件について緩和措置を講ずる。</p>	<p>【猶予措置】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和6年1月1日以後に行う電子取引について、<ul style="list-style-type: none">・ 保存要件に従った保存ができなかったことについて相当の理由があると認められる場合（事前手続不要）で、かつ、・ 電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする。

3 電子帳簿等保存制度の見直し

(2) スキャナ保存制度の見直し

【改正内容】

- スキャナ保存制度について、制度の利用促進を図る観点から、次のとおり更なる要件の緩和措置を講ずる。

- ① 記録事項の入力を行う者等の情報を確認できるようにしておくことを不要とする。
- ② スキャナで読み取った際の情報（解像度・階調・大きさ）の保存を不要とする。
- ③ 帳簿との相互関連性を求める書類を重要書類に限定する。

※ 重要書類：資金や物の移動に直結・連動する書類（契約書、領収書、請求書等）

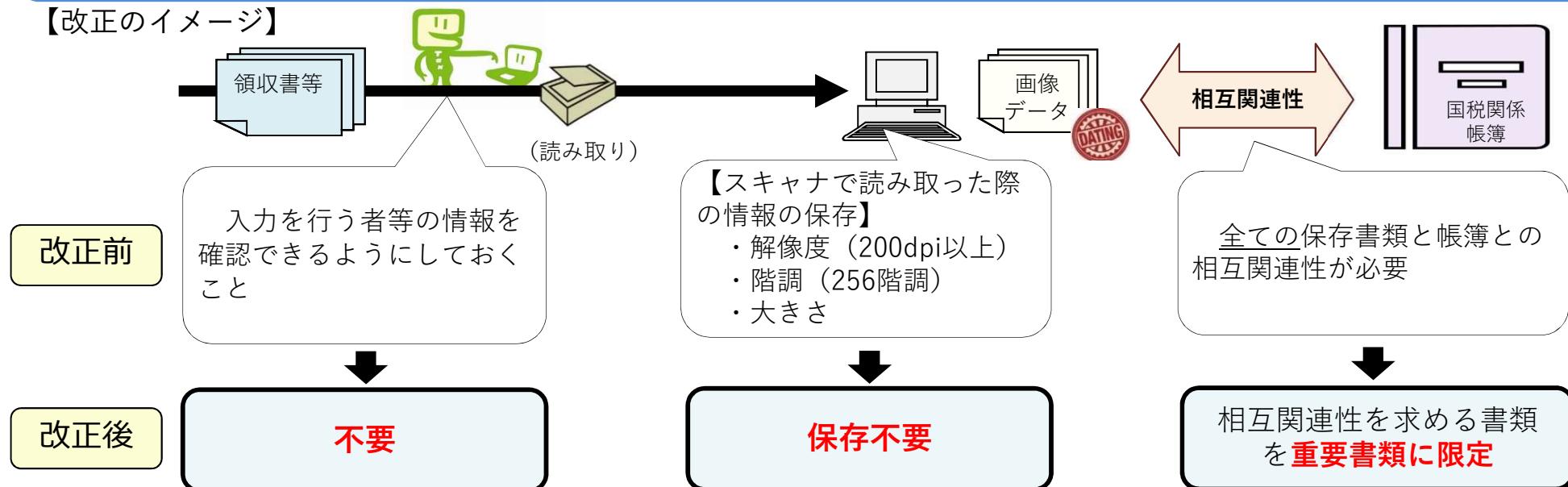
（参考）スキャナ保存制度の概要

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることを可能とする制度。

【適用関係】

- 令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。

【改正のイメージ】



3 電子帳簿等保存制度の見直し

(3) 優良な電子帳簿の範囲の見直し

【改正内容】

- 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置^(注)の対象帳簿（所得税・法人税）の範囲について合理化・明確化を行う。

（注）「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、対象帳簿について、優良な電子帳簿の要件（訂正・削除・追加の履歴（トレーサビリティ）の確保の要件、各帳簿間の相互関連性の確保の要件、検索機能の確保の要件）を満たして保存等がされた場合において、帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあったときは、その申告漏れに課される過少申告加算税を5%軽減する制度。

【適用関係】

- 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【改正前】

- ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿 （全ての青色関係帳簿）

【改正後】

- ①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿 （以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
手形上の債権債務に関する事項	受取（支払）手形記入帳
売掛金その他債権に関する事項	売掛帳、貸付帳、未決済項目に係る帳簿
買掛金その他債務に関する事項	買掛帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産、繰延資産に関する事項	固定資産台帳、繰延資産台帳
売上げその他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費又は費用に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（賃金台帳は所得税のみ）